

「高額療養費制度」と「限度額適用認定証」について

高額療養費制度とは？

69歳までの方で、入院・手術などで診療費用が高額になる場合、あらかじめ『自己負担限度額に係る認定証（限度額適用認定証）』の交付を受けていただき窓口で提示いただくと、診療費用の患者負担額が軽減される制度。

※70歳以上の方は『高齢受給者証』を提示いただくことで、限度額適用認定証の申請を行わなくとも、この高額療養費制度が適用されます。

※所得区分が「低所得」となる方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要になります。（「低所得」とは「住民税非課税世帯」の方です。）

申請手続きの方法は？

ご加入されている保険の保険者に対し交付申請を行ってください。

（例）●国民健康保険 → 市（区）役所、町（村）役場

●お勤め先から発行された保険証 → 会社の担当者



《申請に必要なもの》

●領収書 ●保険証 ●印鑑 ●振込口座

高額療養費の払い戻しは、医療機関等から提出される診療報酬をもとに支給額を決定しますので、払い戻しまでに診療月から、3ヶ月以上かかります。

自己負担額は世帯で合算できます

世帯で複数の方が同じ月に病気やけがをして医療機関で受診した場合や、お一人が複数の医療機関で受診したり、一つの医療機関で入院と外来で受診した場合は、自己負担額は世帯で合算することができ、その合算した額が自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が払い戻されます。

65歳以上の光熱水費の負担について

入院中は、食事代とは別に、光熱水費を負担頂いております。

65歳以上：1日370円

※指定難病の方は対象外となります。

1ヶ月の自己負担上限額		70歳未満の方	
所得区分	標準報酬月額	自己負担限度額	一食あたり
ア	83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 4ヶ月～≪140,100円≫	460円
イ	53万～79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 4ヶ月～≪93,000円≫	
ウ	28万～50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 4ヶ月～≪44,400円≫	
エ	26万円以下	57,600円 4ヶ月～≪44,400円≫	
オ	市町村民税非課税世帯	35,400円 4ヶ月～≪24,600円≫	

		70歳以上の方		1食あたり	事前手続きについて
所得区分		自己負担限度額			
		外来のみ	入院+外来		
現役並み	Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円 +(医療費-842,000円)×1% (多数回 140,100円)		460円	事前手続きの 必要なし。 加入する健康保険組 合等に『限度額認定 証』の交付申請が必要
	Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円 +(医療費-558,000円)×1% (多数回 93,000円)			
	Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (多数回 44,400円)			
一般	一般 (保険証負担割合1割表示)	18,000円 ※年間上限 14万4,000円	57,600円 4ヶ月目～(44,400円)		事前手続きの 必要なし。
住民税非課税	低所得Ⅱ (市町村民税非課税世帯)	8,000円	24,600円	210円	加入する健康保険組 合等に『限度額認定 証』の交付申請が必要
	低所得Ⅰ (年金収入80万円以下等)			100円	

※差額ベッド代、食事代、保険負担分は対象外。

※年齢や前年所得により区別されます。

ご不明なことがございましたら、いつでもお申し付け下さい。

八反丸リハビリテーション病院 診療支援課

食事負担額			
31日 (93食)	460 円	93 食	42,780 円
	210 円	93 食	19,530 円
	160 円	93 食	14,880 円
	100 円	93 食	9,300 円
光熱水費			
65歳以上	370 円	31 日	11,470 円

1ヶ月支払額概算				
65歳未満	自己負担限度額	食事(93食)	合計	
ア	252,600 円	42,780 円	295,380 円	
イ	167,400 円	42,780 円	210,180 円	
ウ	80,100 円	42,780 円	122,880 円	
エ	57,600 円	42,780 円	100,380 円	
オ	35,400 円	19,530 円	54,930 円	
65歳以上	自己負担限度額	食事(93食)	光熱水費	合計
現役並Ⅲ	252,600 円	42,780 円	11,470 円	306,850 円
現役並Ⅱ	167,400 円	42,780 円	11,470 円	221,650 円
現役並Ⅰ	80,100 円	42,780 円	11,470 円	134,350 円
一般	57,600 円	42,780 円	11,470 円	111,850 円
低所得Ⅱ	24,600 円	19,530 円	11,470 円	55,600 円
低所得Ⅰ	15,000 円	9,300 円	11,470 円	35,770 円